

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

1 職員の管理監督責任について

(1) 事案の概要

福岡市立高等学校の事務職員（当時、令和4年3月末退職）が、平成30年度から令和3年度にかけ複数回にわたり、所定の支出手続きを経て出金した同校の部活動に対する補助経費を、部活動顧問の教員に支給せず、横領していたもの。

被害額は計364万1,840円、令和5年3月に一括返納があった。

(2) 管理監督者に対する処分の内容及び対象者

横領があった当時の管理監督者に対し、部下職員の指導監督が不十分であったとして、「戒告」の懲戒処分を行った。

- ① 校長（令和2～3年度当時の校長）
- ② 事務長（令和3年度当時の事務長）
- ③ 係長級職員（令和2年度当時の事務長）
- ④ 係長級職員（令和元年度当時の事務長）
- ⑤ 係長級職員（平成30年度当時の事務長）

2 酒気帯び運転について

(1) 職員 教育委員会事務局 パートタイム会計年度任用職員（30代）

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年2月27日（月）20時頃から23時30分頃にかけて、糟屋郡志免町の飲食店で、ビールとハイボールを2杯ずつ飲酒した。

飲食店を出た後、運転代行業者を呼ぶも、指定場所を誤って伝えたため、23時45分頃、自家用車を運転して指定場所まで移動を始め、23時50分過ぎ、志免町南里の交差点を右折した際、横断歩道を自転車で渡っていた男性をはね、左足打撲の怪我を負わせた。

その後の呼気検査により、呼気1リットル当たり0.35ミリグラムのアルコールが検出され、2月28日（火）1時頃、酒気帯び運転と過失運転致傷の容疑で、現行犯逮捕された。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 立山、サービス指導係長 赤木 原田
電話：711-4813（内線：3664）